

合成繊維ロープの承認の更新に関する事項

改正要領

船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

合成繊維ロープの承認の更新に関する事項

改正理由

本会規則においては、重要な艀装品に対しては、製造方法の承認を行い、一定の有効期間を付して承認証を発行している。加えて同承認証の有効期間を越えないよう必要な調査及び試験等の更新手続きを行い、承認を継続する規定としている。

一方、合成繊維ロープについては、上述の承認証によらず、一定期間内に検査を受けることで承認を継続する旨規定しており、その他の艀装品の承認の更新方法とは異なるものとなっている。

今般、合成繊維ロープの承認の継続方法をその他の艀装品と同様の承認の更新方法とすべく、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 承認の通知に関して、承認通知書ではなく、承認証及び承認要目書を発行することを明記した。
- (2) 承認証の有効期間は、5年間であることを明記した。
- (3) 承認の更新と承認内容の変更に関する要件を明確化した。